

議員提出第 1 号議案

東京都台東区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

提出者 東京都台東区議会議員

石 塚	猛	寺 田	晃
拝 野	健	中 澤	史 夫
早 川	太 郎	富 永	龍 司
秋 間	洋	青 柳	雅 之

東京都台東区議会議長 石 川 義 弘 殿

(提案理由)

この案は、区役所の組織改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため提出します。

東京都台東区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会委員会条例（昭和３６年７月台東区条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「区民部及び教育委員会」を「区民部、子ども家庭部及び教育委員会」に改める。

付 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都台東区議会委員会条例の規定により付託された継続審査及び調査中の事件については、この条例による改正後の東京都台東区議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託された事件とみなす。